

# **特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書**

2025年12月5日

関西電力株式会社

## 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関ソ発第 13 号

2025 年 12 月 5 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力株式会社

執行役社長 森 望

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026 年 1 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月6日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、2026年1月の検針日から2026年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)、供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款16（従量電灯）(2)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)口、供給約款17（臨時電灯）(3)口、供給約款18（公衆街路灯）(2)口、供給約款18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)口、供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

## 4 料 金

2(適用期間)に定める適用期間における、供給約款15(定額電灯)(4)、供給約款18(公衆街路灯)(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款17(臨時電灯)(1)ハ、供給約款20(臨時電力)(3)イ、供給約款附則4(農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)(2)、供給約款16(従量電灯)(1)ニ、供給約款16(従量電灯)(2)ホ、供給約款17(臨時電灯)(2)口、供給約款17(臨時電灯)(3)口、供給約款18(公衆街路灯)(2)口、供給約款18(公衆街路灯)(3)ハ、供給約款19(低圧電力)(5)、供給約款20(臨時電力)(3)口、供給約款21(農事用電力)(3)の電力量料金は、各供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)口(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)口(ニ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別 表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0140$

$\beta = 0.3483$

$\gamma = 0.7227$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\frac{\text{基準}}{\text{燃料費調整単価}} = \frac{(27,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}}{}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、40,700円以下の場合

$$\frac{\text{基準}}{\text{燃料費調整単価}} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 27,100\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}}{}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が40,700円を上回る場合

平均燃料価格は、40,700円といたします。

$$\frac{\text{基準}}{\text{燃料費調整単価}} = \frac{(40,700\text{円} - 27,100\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}}{}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年9月1日から2025年11月30日までの期間	2026年1月の検針日から2026年2月の検針日の前日までの期間
2025年10月1日から2025年12月31日までの期間	2026年2月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間
2025年11月1日から2026年1月31日までの期間	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします

す。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整 単価} \end{aligned}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整 単価} \end{aligned}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{調整 単価} \end{aligned}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整 単価} \end{aligned}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間
電 灯	10 ワットまでの1灯につき	17 円 48 銭	5 円 83 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	34 円 96 銭	11 円 65 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	69 円 91 銭	23 円 30 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	104 円 87 銭	34 円 96 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	174 円 78 銭	58 円 26 銭
	100 ワットをこえる1灯につき 100 ワットまでごとに	174 円 78 銭	58 円 26 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	52 円 20 銭	17 円 40 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1機器につき	104 円 41 銭	34 円 80 銭
	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	104 円 41 銭	34 円 80 銭

### (b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1 円 41 銭	0 円 47 銭

総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2 円 82 錢	0 円 94 錢
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2 円 82 錢	0 円 94 錢
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	28 円 17 錢	9 円 39 錢
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	28 円 17 錢	9 円 39 錢

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026 年 1 月の検針日から 2026 年 3 月の検針日の前日までの期間	2026 年 3 月の検針日から 2026 年 4 月の検針日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	14 円 81 錢	4 円 94 錢
契約電力 1 キロワット 1 日につき	29 円 61 錢	9 円 87 錢

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

【2026 年 1 月の検針日から 2026 年 3 月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに
1 日につき	7 円 40 錢	14 円 80 錢	29 円 61 錢	44 円 41 錢	14 円 80 錢

【2026 年 3 月の検針日から 2026 年 4 月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに
1 日につき	2 円 47 錢	4 円 93 錢	9 円 87 錢	14 円 80 錢	4 円 93 錢

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間
最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	67 円 50 銭	22 円 50 銭
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	4 円 50 銭	1 円 50 銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	4 円 50 銭	1 円 50 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A, 臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料

費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までには、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	64銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円28銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円56銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円84銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円40銭9厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6円40銭9厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円91銭4厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円82銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3円82銭8厘

#### ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 錢 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 錢 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 錢 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 03 錢 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 03 錢 3 厘

#### ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 08 錢 6 厘
---------------------	--------------

#### ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに
1 日につき	27 錢 2 厘	54 錢 2 厘	1 円 08 錢 6 厘	1 円 62 錢 8 厘	54 錢 2 厘

#### (2) 従量制供給の場合

##### イ 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 錢 5 厘
電力量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 錢 5 厘

##### ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 錢 5 厘
-------------	----------

### 3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

## **電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類**

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)  
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)  
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和 7 年 11 月 21 日の閣議決定「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和 8 年 2 月分から令和 8 年 3 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 4.5 円（消費税等相当額を含む）を、令和 8 年 4 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 1.5 円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することとしたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 添付書類 2

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価

## ○従量制供給の場合

		2026年2月分～ 3月分	2026年4月分
		(a)	(b)
1kWhにつき	低圧で供給を受ける場合	4円 50銭	1円 50銭

## ○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	2026年2月分～ 3月分(※2)	2026年4月分
				(※1)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯A	電 灯	10Wまで	1灯	3.884	17円 48銭	5円 83銭
		10Wをこえ20Wまで		7.768	34円 96銭	11円 65銭
		20Wをこえ40Wまで		15.536	69円 91銭	23円 30銭
		40Wをこえ60Wまで		23.304	104円 87銭	34円 96銭
		60Wをこえ100Wまで		38.840	174円 78銭	58円 26銭
		100Wをこえる100Wまでごとに		38.840	174円 78銭	58円 26銭
臨時電灯A	小型機器	50VAまで	1機器	11.601	52円 20銭	17円 40銭
		50VAをこえ100VAまで		23.202	104円 41銭	34円 80銭
		100VAをこえる100VAまでごとに		23.202	104円 41銭	34円 80銭
		50VAまで	1契約 1日に つき	0.313	1円 41銭	0円 47銭
		50VAをこえ100VAまで		0.626	2円 82銭	0円 94銭
		100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに		0.626	2円 82銭	0円 94銭
臨時電力	臨時電力	500VAをこえ1kVAまで		6.260	28円 17銭	9円 39銭
		1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに		6.260	28円 17銭	9円 39銭
		0.5kWの場合	1契約 1日に つき	-	(※3) 14円 81銭	(※3) 4円 94銭
		1kWの場合		6.579	29円 61銭	9円 87銭
農事用電力 (脱穀調整用電力)		0.5kWの場合	1契約 1日に つき	1.645	7円 40銭	2円 47銭
		1kWの場合		3.289	14円 80銭	4円 93銭
		2kWの場合		6.579	29円 61銭	9円 87銭

	3kW の場合		9. 868	44 円 41 錢	14 円 80 錢
	3kW をこえ 1kW を増すごとに		3. 289	14 円 80 錢	4 円 93 錢
従量電灯A	最初の 15kWh まで	1 契約	15. 000	67 円 50 錢	22 円 50 錢
臨時電灯B	15kWh 超過分	1kWh	1. 000	4 円 50 錢	1 円 50 錢
公衆街路灯B					

※1 みなしきWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。